

いわき駅前公園化計画
出店・催事募集要項

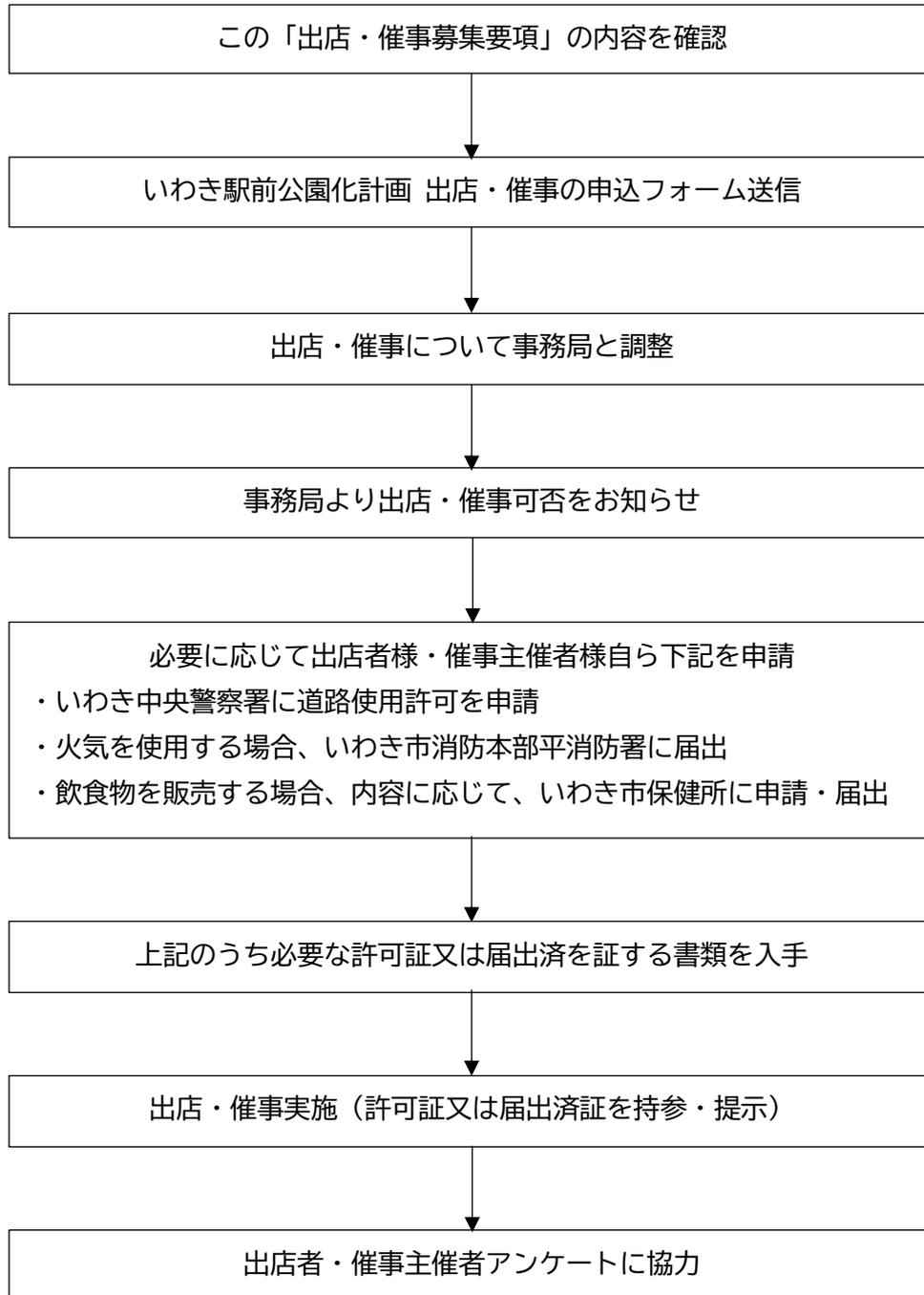


(事務局 たいらまちづくり株式会社)

目 次

1	コンセプト	1
2	概要	2
3	出店・催事募集概要	5
4	出店・催事規約	10
5	当日会場・運営について	12
6	各種申請・届出について	13
7	キッチンカー等の出店者様へ	15
8	取り扱う飲食物について	16
9	食品衛生法上の諸注意について	17
10	開催中止の判断及び取扱いについて	18

出店・催事のフロー



1 コンセプト

いわき駅前公園化計画

「公園のように使っていくこと」をコンセプトに、いわき駅前大通り（国道 399 号）において、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」（「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」の指定を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するもの）の制度指定を目指しながら、クルマ中心から人優先のまちづくりを進める活動です。

この取組みをきっかけとして、市民や来街者の皆さんに、JRいわき駅周辺の持つポテンシャルを認識いただくとともに、さらに親しみをもっていただくことで、今後、周辺商店会を始めとした地域主導によるエリアマネジメント活動を活性化し、さらに周辺に波及しながら、いわき市の中心市街地全体の活性化につながっていくこと目指しています。

この取組みがこれからもどんどん広がっていくことで、これまでは味わえなかった、公園で時間を過ごしているような、賑わいであふれるいわき駅前づくりを皆さんと一緒に作りあげていきたいと考えています。



2 概要

1. 目的

中心市街地の活性化や公共空間の利活用のニーズが高まる中、いわき駅前（一般国道 399 号）において、賑わいのある道路空間を創出する。

2. 実施期間

2024 年 9 月 28 日（土）～ 2024 年 12 月 1 日（日）の 65 日間

3. 実施エリア

JR いわき駅前 国道 399 号の歩道のうち下図に示す 4 エリア



※このうち、出店・催事可能なのは、「ラトブ前エリア」、「平3町目パーキング前エリア」、「GuestHouse&Lounge FARO iwaki 前エリア」の3か所です。

「ファミリーマートいわき駅前店前エリア」については、原則テーブルや椅子の設置のみとし、出店・催事は募集しません。

※実施エリアは検討中のものであり、今後変更する可能性があります。

4. 雨天対応

雨天決行

※台風などの荒天その他災害時には、中止の判断をする場合があります。なお、中止の判断により生じた不利益の補填・補償は行いませんのでご注意ください。

5. 実施内容

設備設置・・・・・・・・・・テーブルや椅子、人工芝等の設置

販売等・・・・・・・・・・物品や飲食の販売、キッチンカー等

パフォーマンス、展示、体験等・・・・音楽、芸術等の披露、市民参加



6. 社会実験「いわき駅前公園化計画」の実施主体

(共催) たいらまちづくり株式会社／株式会社ラトブコーポレーション／株式会社やまと

(後援) いわき市／いわき商工会議所／いわき市平商店会連合会／

いわき駅前みんなのパブリックスペース活用実行委員会／

福島県いわき建設事務所／国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所

7. お問い合わせ先

たいらまちづくり株式会社 (事務局)

Email : tairamachidukuri_1@yahoo.co.jp

お問い合わせフォーム : <https://taira-hokomichi.kirara.st/form/>

Tel : 0246-21-7777 (お電話は平日 10 時～16 時の時間帯のみの対応となります)

担当 : 山崎、猪狩

3 出店・催事募集概要

1. 想定している出店・催事
 - ・この社会実験の目的やコンセプトに賛同し、自らの「やってみたい」を表現したい方
 - ・既に市内外で事業として出店されている店舗／事業者
 - ・JRいわき駅周辺での将来的な出店に向けてチャレンジしてみたい方※ご不明点などございましたら [お問い合わせフォーム](#) からご相談ください。
2. 実施時間帯
 - 【日程】2024年9月28日(土)～2024年12月1日(日)
 - 【時間】10:00～20:00 ※この時間内で、始期・終期は申請時に設定してください。
3. 出店・催事を募集する区画の数（同時に出展・催事できる最大数）
 - ・パフォーマンス、展示、体験、物販又は飲食に関するもの 計6ブース
（ラトブ前エリア【ブースA・B・C】、FARO前エリア【ブースE・F・G】）
 - ・キッチンカー 計1ブース
（平3町目パーキング前エリア【ブースD】）
4. 出店・催事を募集する区画の位置
原則、1申込あたり1ブースの利用となります。



【1ブースの大きさ】

ブースA・B・E・F・G	幅3m×奥行2m
ブースC	幅5m×奥行2m
ブースD (キッチンカーのみ)	幅4m×奥行2m

※連続した複数ブースのお申し込みを希望する場合は、申請時に申込フォームの「その他事務局への連絡事項（任意）」欄に希望するブース数を入力してください。

※ブース位置は事務局で調整し、出店の可否が決定しましたらお伝えします。申請時はエリアの指定のみお願いします。

※区画割りの詳細は今後変更される可能性があります。

【ラトブ前エリア】ブースA・B・C



※ブースA・B：各 幅3m×奥行2m、ブースC：幅5m×奥行2m

【平3町目パーキングエリア】ブースD（キッチンカーのみ出店可能）



※ブースD：幅4m×奥行2m

【FARO 前エリア】ブースE・F・G



※ブースE・F・G：各 幅3m×奥行2m

5. 申込受付期間

2024年8月1日（木曜日） から

2024年11月24日（日曜日）まで

※出店・催事を希望する日程の7日前までにご申請をお願いします。

※申込状況により、募集期間を変更する場合がございます。

6. 出店・催事申込方法

[専用の申込フォーム](#)または下のQRコードから、必要事項を入力・送信してください。

その後、必要に応じて申込者に対するヒアリングを行った上で、関係者と調整し、出店・催事の可否をメールにてお知らせします。

▼申込フォーム



なお、確定済の出店・催事スケジュールを表示した Google カレンダーを用意していますので、希望日の重複を避けるためにもお申し込み前に一度ご確認ください。

▼確定カレンダー



7. 各種申請・届出

出店・催事が決定次第、出店者・催事主催者ご自身で必要な下記の各種申請・届出を行っていただきます。申請・届出にあたり不明点等ありましたら、事務局でサポートすることも可能ですのでご相談ください。

※詳細は、p12「6 各種申請・届出について」をご覧ください。

8. 出店料

出店料は無料です。

※ただし、別途、道路使用料 2,300 円を警察にお支払いいただく必要があります。詳細は、p12「6 各種申請・届出について」をご覧ください。

9. 電源

電源はございません。各自でご準備ください。

10. 貸出什器

希望者には有料でテントを貸出します。希望者は、申請時にお申し込みください。ただし数に限りがあるため、不足する場合は、ご自身でご準備いただく可能性もございますことをお含み置きください。

【テントの規格】 幅3m×奥行2m

(三方幕が必要な場合は、三方幕についてはご自身でご用意ください。)

【 貸出料金 】 1張 1,000円(1日あたり)

▼ 貸出テントのイメージ



※テントは、出店・催事当日に「GuestHouse&Lounge FARO iwaki」にて貸出します。料金についても当日に「GuestHouse&Lounge FARO iwaki」にてお支払いください。

※貸出テントについて、破壊、紛失等があった場合は、使用者の責任により弁償等をしていただきます。

なお、期間中、いわき駅前公園化計画エリア内には、飲食・休憩などにも自由にお使いいただける椅子・テーブル等を設置してあります。

11. 火気の使用

加熱調理や焚き火等を行う場合は、いわき市消防本部平消防署まで必要書類を届出ください。※詳細はp13「6 各種申請・届出について」をご覧ください。

12. 給排水

会場に給排水のご用意はございません。衛生的に十分な量の水を各自でご用意ください。

13. バックヤード

各スペース内でご対応ください。

また、2日間以上連続で出店される場合も、基本的に、各日ごとの設営・撤収をお願いします。

14. 販売

原則として、販売は出店者様自らで行っていただきます。

適正価格での販売をお願いいたします。
お客様の待ち行列もスペース内でお願いします。

15. キッチンカー等

出店可能エリア、乗り入れ経路等に指定がございます。
※詳細は p 15 「7 キッチンカー等の出店者様へ」をご覧ください。

16. 調理行為

詳細は下記の p 16 「8 取り扱う飲食物について」、p 17 「9 食品衛生法上の諸注意」
をご覧ください。

17. 事前・事後の荷物送付

受付いたしません。

4 出店・催事規約

1. 円滑な運営にご協力をお願いいたします。本社会実験の運営の妨げになる場合、また、この出店・募集要項に記載された事項をお守りいただけない場合には、出店・催事の取り消しや、次回からの出店・催事をお断りする場合があります。
2. 出店・催事に際し、この出店・催事募集要項の内容を、出店・催事責任者の方及びその補助者の方も熟読ください。
3. 暴力団等の反社会的勢力の構成員、暴力団等の反社会的勢力と関係のある方、いわゆる「的屋」を内容とするもの、政治活動及び宗教活動につきましては、出店・催事をお断りします。
4. 出店・催事にあたり、搬入出時・開催中を通して、常駐する責任者を選任してください。
5. 全ての設置物及び営業・催事行為は、事務局が定めた範囲内で行います。その他の会場通路及び指定位置以外での催事・販売・PR 活動は禁止いたします。
6. 映像・音響機材等について持ち込みでの利用を希望される場合は、申込フォームの「その他事務局への連絡事項（任意）」欄にその旨を入力してください。
音を出すイベントは、時間帯などの考慮や、音量の調整をお願いすることがあります。
7. 出店者が販売した商品に対する責任は、出店者に帰属します。
8. ボールを使用したイベント（3on3、バスケット、サッカー、ケージボール等）は、安全面を考慮し、ご遠慮ください。
9. 出店者・催事主催者が、他の区画や会場設備、人身等への損害、また、機材・床の汚れ等を与えた場合、その補償は各出店者・催事主催者の責任において、当事者間で行っていただきます。
10. 会期中、参加者に怪我を与えた場合や、試飲・試食によって食中毒が発生した場合等も、社会実験「いわき駅前公園化計画」の実施主体では、賠償等の責任を一切負いません。
11. 以下の物品については出店を禁止いたします。
コピー商品(模造品)、薬物(麻薬類、違法商品)、医薬品、医薬部外品、福島県の風営法に抵触する商品、契約商品(不動産、金融関連など)、無形財産
12. 社会実験実施エリア内における政治、宗教の勧誘活動、募金・寄付活動、騒音・悪臭・通行の妨げになるような行為は禁止いたします。

13. 社会実験の正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、その品目の出店や催事行為を制限、又は禁止する場合があります。
14. 悪天候により、主催者の判断にて本イベントを中断または中止する場合がございますので、予めご了承ください。
15. 実施に伴う必要な経費は、出店者・催事主催者の負担とします。また、中止・中断した場合の経費及び売上の補填は行いません。
16. 事務局から貸し出した備品（テント等）の盗難、破壊、又は紛失等をした場合は、使用者の責任により弁償等をしていただきます。
17. その他
今後の運営体制の検証のため、終了後に出店者・催事主催者アンケートをお願いする予定ですので、ぜひご協力をお願いいたします。

※上記の規約は適時改訂しますので、事務局の指示に従ってください。

※その他定めのないものに関しては、事務局の指示に従ってください。

5 当日会場・運営について

1. 期間中の終了時間・撤収時間

20 時終了、21 時撤収完了

※時間は変更となる可能性があります。

2. 駐車場

駐車場のご用意はありません。車両を駐車場に停める際は、お近くのコインパーキング等をご利用ください。

路上駐車及び、近隣地区への無断駐車は固くお断りします。

3. 喫煙

社会実験として、喫煙エリアは設けておりません。周辺にご配慮ください。

4. 清掃・ゴミ処理

出店・催事の際に出たゴミは、必ず各自お持ち帰りください。

出店者・催事主催者が提供する商品・サービス・体験等により生じた廃棄物は、各自ゴミ箱を設置するなどし、適切に回収、処分してください。なお、出店・催事後の清掃は、出店者・催事主催者の責任のもと、適切に実施してください。

5. トイレ

会場内にトイレはございません。近隣トイレをご利用ください。

6. 出店・催事のための設営撤去作業等に関する注意事項

設営撤去作業、展示物の開封、梱包などは必ず指定された出店・催事ブース内にて行い、通行の妨げにならないようにしてください。

会場内には、出店物等を移動するための台車などは準備しておりません。必要な場合は、ご自身でお持ちください。

7. 金銭管理

現金販売を行う場合、金銭の管理には十分にご注意願います。盗難等の被害が生じた場合、主催者は、一切の責任を負いません。

8. その他

出店者・催事主催者間のトラブルについては、できるだけ当事者同士で互いに理解を得るようにしてください。

来場者が通路に溢れた場合や、物販時の待機列などが周辺の通行の妨げになる場合は、ただちに安全及び導線確保を行ってください。出店・催事等の当日キャンセルにつきましては、事務局までご連絡ください。

6 各種申請・届出について

1. 必要な各種申請・届出

出店・催事が決定次第、出店者・催事主催者ご自身で必要な下記の各種申請・届出を行っていただきます。なお、申請・届出にあたり不明点等ありましたら、事務局でサポートすることも可能ですので、ご相談ください。

条件	申請・届出先	申請・届出方法
全員	いわき中央警察署	<p>出店・催事可能になった場合、事務局より「道路一時使用届出書の写し」をお送りします。それと合わせて、「道路使用許可証」と道路使用料の 2,300 円をもって、いわき中央警察署の窓口へ申請ください。</p> <p>なお、複数日申請する場合、それぞれ下の①～③の同一期間内に含まれる申請は一括でしてください。①～③のいずれかの期間に跨る場合は、それぞれの期間ごとに申請する必要があります。</p> <p>① 9/28～10/25 ② 10/26～11/25（予定） ③ 11/26～12/1（予定）</p> <p>※道路使用料については、①～③の同一期間内に含まれる使用であれば、複数回使用しても 2,300 円しかかかりません。</p> <p>①～③の期間に跨る場合は、それぞれの期間ごとに使用料がかかります。</p>
飲食物を販売する場合（申請要否の詳細は下記をご覧ください）	いわき市保健所	出店内容により異なるため、必要に応じて保健所にお問合せください。
火気を使用する場合	いわき市消防本部 平消防署	「第 9 号様式 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」または「第 13 号様式の 2 対象火気器具等を使用する露天等の開設届出書」を、内容に応じて提出ください。

2. 試食・試飲をする場合

保健所への申請が必要となります。必ず使い捨て容器を使用するようにしてください。

※食料品等販売業の許可が不要な食品に限ります。

※当日ブース内でのカットや調理行為は行えませんのでご了承ください。

3. アルコールをお取り扱いする場合

税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要となります。上記の届出は、酒類製造者又は、酒類販売業者であることが条件となり、事務局での届出が出来ません。未成年者でないか、車両の運転をしないかをご確認のうえ、試飲、販売を行ってください。

4. 野菜や果物を販売する場合

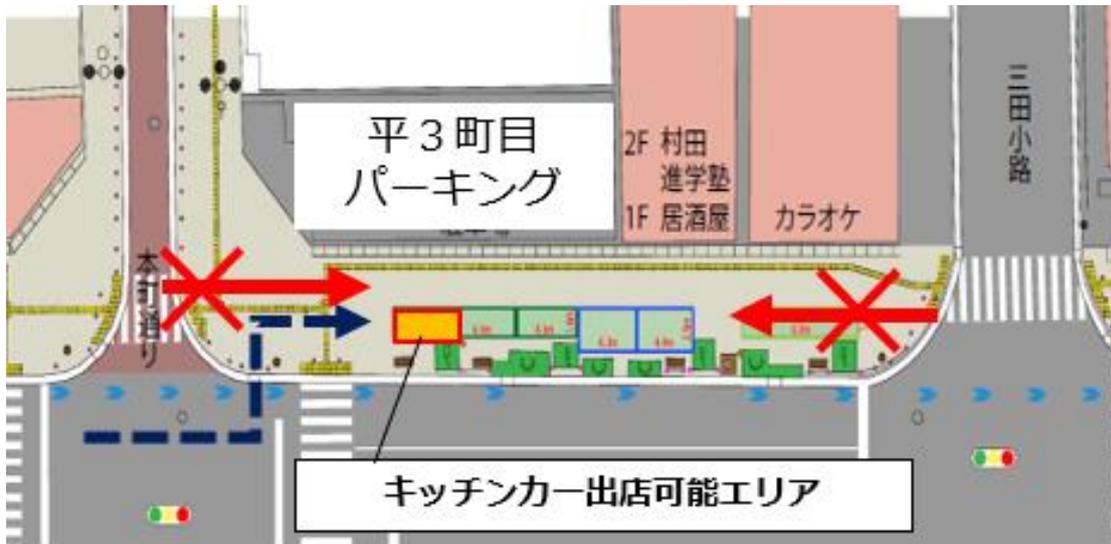
保健所等への申請・届出は不要となります。

5. 雑貨・日用品を販売する場合

保健所への申請・届出は不要となります。

7 キッチンカー等の出店者様へ

1. キッチンカー等の搬入及び搬出は出店者各自で行ってください。
2. 火器及び発電機の近くには必ず消火器を置いてください。
3. キッチンカーの外での調理及び販売行為等を行わないでください。
4. マイク及び拡声器、スピーカーは使用しないでください。
5. 給排水設備はありません。給水タンク及び排水タンクの各容量に応じた品目数の販売をお願いします。
6. 当日出店する車両サイズを、申込フォームの「その他事務局への連絡事項（任意）」欄に入力してください。
7. 販売した商品のゴミは各店舗で回収し、各自持ち帰りをお願いします。
8. 歩道に汚れがあった場合、清掃を行ってください。歩道に傷みがあった場合・傷めた場合は事務局までご連絡ください。
9. キッチンカー等が出店できる区画は限られています。区画内からはみ出さないように停車し、看板等を設置する場合は、区画内をお願いします。
10. キッチンカー等の進入経路も決まっておりますので、事務局からご案内する経路を必ずお守りください。



※交差点内からの侵入しかできません。

8 取り扱う飲食物について

1. 原則として、提供直前に加熱調理をする食品を取り扱ってください。生もの（刺身、すし、サンドイッチ、サラダ等）、生クリームを取り扱わないでください。
2. 完成品を提供する場合、原則として、あらかじめ容器包装に入れられたものを提供してください。また、適正な表示がなされているか確認し、表示されている期限を守って取り扱ってください。特に保存方法については、表示されている温度での保存を徹底してください。
3. 食品や食材は、新鮮なものを仕入れ、適切な表示がされているか確認してください。
4. 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないでください。食材の仕込みは、食品衛生法に基づき、衛生的な調理・加工施設で行ってください。また、調理は飲食の直前に行い、前日の調理や作りおきはしないでください。加熱調理の際は、中心部まで十分に火を通してください。一つのブース内で、複数の調理品を同時に扱うことは避けてください。
5. 食器(皿、コップ、箸など)は、なるべく使い捨てのものを使用してください。反復使用が可能な食品を使う場合は、事務局にご相談ください。
6. 調理した食品は、すみやかに提供してください。また、提供する際に、できるだけ早く消費するように周知してください。
7. その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないでください。
8. アルコールを取り扱う場合、酩酊状態になる来場者がでないように配慮した接客につとめてください。酩酊状態になった来場者については、各ブースの管理者と協力の上、事故のないようにご対応ください。また、緊急を要する事態となった場合は、ただちに事務局にご連絡ください。
9. 食品衛生法、及び、福島県、いわき市保健所での取り決め事項を遵守するようにしてください。

9 食品衛生法上の諸注意について

1. 商品に合わせた適正な温度管理、販売加工品について
各商品の表示に記載された保存方法、温度を厳守し、販売してください。要冷蔵、要冷凍の場合は、必ず冷蔵庫や冷凍庫に保管してください。冷蔵庫などが使用できない場合は、氷などを入れたクーラーボックス等を活用してください。屋外での販売になるので、場合によっては販売をお断りさせて頂く商品があります。
2. 衛生管理について
食品の保存方法をよく確認し、適切な温度で販売、保管をしてください。試飲、試食を実施する場合は、適切な容量で行い、必ず使い捨て容器を使用してください。食品を扱う前や、用便後には手先の洗浄、消毒を十分に行ってください。食品の表示について、適正に記載されていることを確認してお取り扱いください。
3. アレルギー原因物質を含む食品の表示について
容器包装された加工食品でアレルギー物質を含む物については、アレルギー物質の表示を義務、または表示を奨励となっておりますのでご注意ください。
①省令で表示義務化（7 品目）
卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
②表示を推奨（20 品目）
あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、豚肉、鶏肉、くるみ、大豆、カシューナッツ、まつたけ、やまいも、ゼラチン、ごま
4. 食品表示について
容器包装に入れられた食品は原則として、表示が必要となります。表示の相談については、製造所、加工所を管轄する保健所にご相談ください。
5. 食品の表示例について
加工食品の販売先、責任者、住所、電話番号、原材料の表記についてご確認をお願いします。下記表示例を参考にお願いいたします。

名称	漬物（醤油漬）
原材料	キュウリ・醤油・塩・保存料（ソルビン酸）・着色料（黄色 4・青 1）・調味料（アミノ酸）
内容量	250 g
保存方法	要冷蔵
賞味期限	令和 6 年〇月〇日
製造者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

10 開催中止の判断及び取扱いについて

本事業は、道路空間を利活用し、「公園」のように誰もが自由に快適な使い方を目指しているため、基本的には天候に左右されず開催するものです。しかしながら、台風などで荒天が予想される場合、中止の判断を行います。開催の可否はSNS等で確認をお願いします。

中止に関する個別連絡などは行っておりませんので、予めご了承ください。

1 開催前日から荒天が予想される場合

開催前日の17時に主催者が開催の可否を決定し、19時までにSNS等にて中止を発表します。

2 開催途中で中止になる場合

暴風、集中豪雨など、開催することが困難と主催者が判断した場合、開催の途中であっても中止することがあります。また雨風以外の理由でも主催者が続行困難と判断した場合には、中止とすることがあります。